

東北大学加齢医学研究所先端研究小動物 MRI センター設置内規

制定 令和6年5月24日

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学加齢医学研究所先端研究小動物 MRI センターの設置並びにその組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 東北大学加齢医学研究所（以下「本研究所」という。）に先端研究小動物 MRI センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第3条 センターは、小動物用デジタルMRI装置（ブルカー社製PharmaScan 7T）及びこれに付帯する実験設備（「7T-MRI 設備」と称する。）を動物の生体機能および形態に関する研究に供し、その環境を維持・管理することを目的とする。

(職及び職員)

第4条 センターに次の職及び職員を置く。

- 一 センター長
- 二 教授
- 三 准教授
- 四 講師
- 五 助教
- 六 その他の職員

(センター長)

第5条 センター長は、センターの業務を掌理する。

2 センター長は、加齢医学研究所長が指名する教授をもって充てる。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第6条 センターに、その運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

(運営委員会の組織)

第7条 運営委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 教授 若干人
- 二 准教授 若干人
- 三 その他委員長が必要と認めた者 若干人

(運営委員会の委員長)

第8条 委員長は、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会の会務を総理する。

(委嘱)

第9条 第7条第3号に掲げる委員は、研究所の長が委嘱する。

(任期)

第10条 第7条第3号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、研究所の長が定める。

附 則

この内規は、令和6年6月1日から施行する。